

## 熊本県健康づくり県民会議表彰実施要領

(趣旨)

第1 熊本県健康づくり県民会議表彰要綱(以下「要綱」という)による表彰の実施については、この要領に定めるところによる

(表彰の基準)

第2 要綱第3条に定める表彰の対象は、次に掲げるものであって、その活動が他の模範となるものであること

(1) 健康づくりにかかる取組みの継続が見込まれること

(2) 活動が実践者の健康の保持と増進に寄与したことが明らかであること

(推薦方法)

第3 表彰候補者の推薦については、熊本県健康づくり県民会議構成団体、あるいはそれ以外の団体等が推薦または自薦するものとする

(手続き)

第4 表彰の手続きは以下のとおりとする

(1) 事務局は、健康づくり県民会議構成団体等に対して、表彰対象団体等の推薦を依頼する。また、ホームページ上で表彰対象活動にかかる推薦または自薦を募る

(2) 依頼を受けた健康づくり県民会議構成団体等は、その構成機関等が行っている表彰の対象となる活動を把握し、別紙「推薦調書」を作成して事務局へ提出する

(3) 表彰の候補となる団体等の選考は、健康づくり県民会議幹事会において行う

(4) 被表彰団体等の決定は、選考された団体等の中から健康づくり県民会議会長が行う

(5) 推薦調書を提出した健康づくり県民会議構成団体等に対して、事務局より被表彰団体等の決定を通知する

(6) 被表彰団体等による活動は、健康づくり県民会議及び熊本県ホームページ等にて広く紹介する

(賞の授与)

第5 表彰は当該年度の健康づくり県民会議の中で行い、受賞団体等に対して表彰状を授与する

附則

1 この要領は、平成20年5月8日から施行する

2 この要領は、平成22年9月16日から施行する

3 この要領は、平成24年12月27日から施行する



○活動の詳細

期 間	活動項目	内容及び実施方法	実績及び効果

○将来における事業計画

--

※必要に応じ、別紙にて詳細資料を添付してください。